

2025(令和7)年12月1日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「成年後見制度の見直しとより使いやすい制度とするために」について

東京家庭裁判所委員会委員・会員 村田 智子 (48期)

令和7年12月1日、「成年後見制度の見直しとより使いやすい制度とするために」というテーマで、東京家庭裁判所委員会が開催されました。

1 裁判所からの報告

(1) 成年後見制度の概要等についての説明

成年後見制度の概要、後見人の職務等について説明がなされました。制度設立当時は親族申立てが約8割でしたが、現在は5割を切るようになり、代わりに市区町村や本人申立てが増えているとのことでした。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画について

令和4年から第二期計画が実施されていますが、制度の見直し、運用の改善に力点がおかれているとのことでした。

(3) 東京家庭裁判所の体制について

裁判官4名、書記官・事務官・調査官合計約70名で担当しているとのことでした。

管理継続中事件数は、令和6年末現在、立川支部を含めて約2万8500件で（全国の約11%）、財産多額・紛争事案も多いため、専門職団体との協議を重ねているとのことでした。

(4) 東京家庭裁判所の後見センターの取組

① 市民後見人の関与拡大

専門職の関与を必要とするような課題がない事案等について、各自治体で要請された市民後見人を選任する等の取組です。ただし、案件が限られており、あまり活用されていない等の問題があるとのことでした。

② 法人後見の活用

組織的対応が必要な事案について、社協や一般社団法人等を後見人に選任する取組です。ただし、市民後見人と比較して育成・支援体制が途上であり、社協以外の法人の受任地域に偏りが生じているとのことでした。

③ 行政・福祉との連携・ネットワークの強化

都下の区市町村が62あり、自治体毎に連携するのは難しいため、都や都社協が主催する協議会・各種会議等に裁判所が参加することが望ましいとのことでした。

(5) 成年後見制度の改正について

以下の点について説明がありました。

- ① 現在の制度は判断能力が回復しない限り利用をやめることができないという問題があるため「やめられる後見」の検討
- ② 現在の制度では後見人には包括的な取消権等があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があることから、「本人の同意や必要な範囲での権限の付与」の検討
- ③ 現在の制度では本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現しづらいことから「適切な交代」の検討

2 意見交換

(1) 市民後見人について

市民後見人の選任数、選任方法、選任される場面等について質問がなされました。選任数は数十名程度、選任方法は裁判所の名簿から選ぶのではなく地域の社協に声掛けをして選んでもらうという方法である、選任される場面については、被後見人と同じ地域に居住している方であるため身上監護に適していると思われる、とのことでした。成年後見制度が改正された場合に市民後見人等が増えるかどうかについては、今は何とも言えないとのことでした。

(2) 行政等との連携について

裁判所より、行政等との連携として特に重要な点として、後見人の報酬助成の制度の有無や内容についての情報共有（自治体によって異なるため）が挙げられました。

また、行政等から裁判所に後見人の監督を期待されることがあるが、期待に応えられないところもあるというお話もありました。

3 次回のテーマは「職員のエンゲージメント（組織への貢献意欲）を高めるための取組について」となりました。令和8年7月か8月に開催予定とのことでした。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207